

# 鳥取県公報

令和5年7月7日(金) 号外第57号

每週火·金曜日発行

			₩ <del>,</del>
			<b>人</b>
$\Diamond$	規	則	鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (29) (障がい福祉課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
			鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則
			(30) (住まいまちづくり課)・・・・・・・・・・・・・・・・13

#### ―公布された規則のあらまし

#### ◇鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

#### 1 規則の改正理由

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部が改正され、精神障害者の入院措置を採る場合において、 対象者の家族等に当該入院措置を行う理由等について書面により知らせることとされたこと等に伴い、所要の 改正を行う。

#### 2 規則の概要

- (1) 精神障害者の入院措置を採る場合における当該精神障害者及びその家族等への通知の様式を改める。
- (2) 医療保護入院の届出等について定めた規定中引用する精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の条項 を改める。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、公布の日とする。

#### ◇鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

#### 1 規則の改正理由

宅地造成等規制法及び鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部改正に伴い、宅地造成等規制 法の改正後の宅地造成及び特定盛土等規制法等の施行に関し必要な事項を定める等所要の改正を行う。

#### 2 規則の概要

- (1) 規則の題名を、宅地造成及び特定盛土等規制法等施行規則(現行 鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保 に関する条例施行規則) に改める。
- (2) 特定盛土等に関する工事の技術的基準について、規則で付加する基準として、土砂を処分するための盛 土の勾配及び小段等に係る基準を付加する。
- (3) 宅地造成及び盛土その他土地の形質の変更に関する工事について、災害の発生のおそれがないものとし て定められる高さが2メートル以下であるものについては、盛土又は切土をする前後の地盤面の標高の差が 1メートルを超えないものとする。
- (4) 土石の堆積に関する工事について、災害の発生のおそれがないものとして定められる土石の堆積を行う 土地の面積が500平方メートルを超えるものについては、土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した 土石の表面の標高との差が1メートルを超えないものとする。
- (5) 特定建設発生土搬出を行う事業に係る計画に定める土砂の処分をする土地について、斜面の安全の確保 がなされているものとして規則で定める区域は、災害の発生のおそれがないものとして政令で定める工事を 現に行っている区域等とする。
- (6) 基礎調査のために他人の土地に立ち入る際に携帯する身分証明書及び他人の土地の試掘等の許可証の様 式を定める。
- (7) 施行期日は、鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部を改正する条例の施行の日とす る。

#### 規 削

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年7月7日

> 鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県規則第29号

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部改正)

第1条 鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和49年鳥取県規則第31号)の一部を次の ように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後

改正前

#### (入院措置の通知)

第5条 総合事務所長は、法第29条第1項又は第29 条の2第1項の規定により精神障害者を入院させ ようとするときは、様式第5号による通知書によ り当該精神障害者に通知するとともに、その家族 等(法第5条第2項に規定する家族等をいう。)で あって法第28条第1項の規定による通知を受けた もの又は同条第2項の規定による立会いを行った ものに当該通知書の写しを添付して通知するもの とする。

#### (入院措置の解除の通知)

第6条 総合事務所長は、法第29条の4第1項の規 定により措置入院者を退院させようとするとき は、様式第6号による通知書により前条の規定に よる通知を受けた者に通知するものとする。

#### (医療保護入院の届出等)

- 第10条 法第33条第7項の規定による届出は、次の 各号に掲げる入院の区分に応じ、当該各号に定め る様式による届出書により行わなければならな
  - (1) 法第33条第1項又は第2項の規定による入 院 様式第11号
  - (2) 法第33条第3項後段の規定による入院 様 式第12号

2 略

様式第1号(第2条関係)

診察保護申請書

職氏 名 様 (入院措置の通知)

第5条 総合事務所長は、法第29条第1項又は第29 条の2第1項の規定により精神障害者を入院させ ようとするときは、様式第5号による通知書によ り当該精神障害者に通知するものとする。

#### (入院措置の解除の通知)

第6条 総合事務所長は、法第29条の4第1項の規 定により措置入院者を退院させようとするとき は、様式第6号による通知書により当該措置入院 者に通知するものとする。

#### (医療保護入院の届出等)

- 第10条 法第33条第7項の規定による届出は、次の 各号に掲げる入院の区分に応じ、当該各号に定め る様式による届出書により行わなければならな
  - (1) 法第33条第1項又は第3項の規定による入 院 様式第11号
  - (2) 法第33条第4項後段の規定による入院 様 式第12号

2 略

様式第1号(第2条関係)

診察保護申請書

職氏 名 様

(EII)

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条 第1項の規定により、下記のとおり精神保健指定医 の診察及び保護を申請します。

> 年 月 Н

> > 申請者 住 所 氏 名

> > > 生年月日

記

様式第2号(第3条関係)

退院申出届出書

名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条 の2の規定により、下記のとおり退院の申出があっ たので、届け出ます。

年 月 日

病院所在地

病院名

管理者名

記

略

様式第7号(第7条関係)

措置入院者措置症状消退届

年 月 日

職氏名 様

病院名

所在地

管理者名

下記の措置入院者について措置症状が消退したと 認められるので、精神保健及び精神障害者福祉に関 する法律第29条の5の規定により届け出ます。

備考 略

様式第8号(第8条関係)

(表)

措置入院費減免申請書

職氏

名 様

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 施行細則第8条第4項の規定により、下記のとおり 措置入院費の減額(免除)を申請します。

年 月 日

住所

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第22条 第1項の規定により、下記のとおり精神保健指定医 の診察及び保護を申請します。

> 年 月 Н

> > 申請者 住 所

氏 名

生年月日

記

様式第2号(第3条関係)

退院申出届出書

職氏

名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第26条 の2の規定により、下記のとおり退院の申出があっ たので、届け出ます。

年 月

病院所在地

病院名

管理者名

記

略

様式第7号(第7条関係)

措置入院者措置症状消退届

年 月 日

職氏名 様

病院名

所 在 地

管理者名

 $\bigcirc$ 

下記の措置入院者について措置症状が消退したと 認められるので、精神保健及び精神障害者福祉に関 する法律第29条の5の規定により届け出ます。

備考 略

様式第8号(第8条関係)

(表)

措置入院費減免申請書

職氏

名 様

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 施行細則第8条第4項の規定により、下記のとおり 措置入院費の減額(免除)を申請します。

年 月 日

住所

 $\bigcirc$ 

氏名

記

略

(裏)

略

様式第11号(第10条関係)

医療保護入院者の入院届

年 月 日

名 様 職氏

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下 「法」という。)第33条第7項の規定により、下記の とおり入院させたので、届け出ます。

> 病院名 所在地

管理者名

略

備考

1 略

2 「今回の入院年月日」の欄は、今回貴病院 に入院した年月日を記載し、入院形態の欄に そのときの入院形態を記載すること(特定医 師による入院を含む。その場合は「法第33条 第1項・第3項入院」、「法第33条第2項・第 3項入院」又は「法第33条の7第2項入院」 と記載すること。)。なお、複数の入院形態を 経ている場合には、順に記載すること。

3~11 略

様式第12号(第10条関係)

特定医師による医療保護入院者(法第33条第 3項)の入院届及び記録

年 月 日

職氏 名 様

> 病院名 所在地 管理者名

下記の者が特定医師の診察により医療保護入院を しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関す る法律(以下「法」という。)第33条第7項の規定に より、届け出ます。

略

氏名

記

略

(裏)

略

様式第11号(第10条関係)

医療保護入院者の入院届

年 月 日

**(FI)** 

職氏 名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下 「法」という。) 第33条第7項の規定により、下記の とおり入院させたので、届け出ます。

> 病院名 所在地

管理者名

略

備考

1 略

2 「今回の入院年月日」の欄は、今回貴病院 に入院した年月日を記載し、入院形態の欄に そのときの入院形態を記載すること (特定医 師による入院を含む。その場合は「法第33条 第1項・第4項入院」、「法第33条第3項・第 4項入院」又は「法第33条の7第2項入院」 と記載すること。)。なお、複数の入院形態を 経ている場合には、順に記載すること。

3~11 略

様式第12号(第10条関係)

特定医師による医療保護入院者(法第33条第 4項)の入院届及び記録

年 月 日

職氏 名 様

> 病院名 所 在 地

管理者名

下記の者が特定医師の診察により医療保護入院を しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関す る法律(以下「法」という。)第33条第7項の規定に より、届け出ます。

略

備考

1~10 略

11 「事後審査委員会意見」の欄は、法第33条 第3項後段の規定による措置を採った場合の 記録とする場合に記載すること。

12 略

様式第13号(第10条関係)

医療保護入院者退院届出書

年 月 日

職氏

名 様

病院名

所在地

管理者名

下記の医療保護入院者が退院したので、精神保健 及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」とい う。) 第33条の2の規定により届け出ます。

備考

1 「入院年月日」の欄は、法第33条第1項又 は第2項による医療保護入院の年月日を記載 すること。

2 略

様式第14号(第11条関係)

応急入院届

年 月 日

名 様 職氏

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下 記のとおり入院させたので、届け出ます。

病院名

所在地

管理者名

略

備考 略

様式第15号(第11条関係)

特定医師による応急入院(法第33条の7第2 項) 届及び記録

年 月 日

名 様 職氏

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下

略

備考

1~10 略

11 「事後審査委員会意見」の欄は、法<u>第33条</u> 第4項後段の規定による措置を採った場合の 記録とする場合に記載すること。

12 略

様式第13号(第10条関係)

医療保護入院者退院届出書

年 月 日

職氏 様 名

病院名

所 在 地

管理者名

下記の医療保護入院者が退院したので、精神保健 及び精神障害者福祉に関する法律(以下「法」とい う。) 第33条の2の規定により届け出ます。

備考

1 「入院年月日」の欄は、法第33条第1項又 は第3項による医療保護入院の年月日を記載 すること。

2 略

様式第14号(第11条関係)

応急入院届

年 月 日

職氏 名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下 「法」という。) 第33条の7第5項の規定により、下 | 「法」という。) 第33条の7第5項の規定により、下 記のとおり入院させたので、届け出ます。

病院名

所在地

管理者名

印

略

備考 略

様式第15号(第11条関係)

特定医師による応急入院 (第33条の4第2 項) 届及び記録

年 月 日

職氏 名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下 「法」という。)第33条の7第5項の規定により、下 「法」という。)第33条の7第5項の規定により、下 記のとおり入院させたので、届け出ます。

病院名

所在地

管理者名

備考 略

様式第16号(第13条関係)

措置入院者定期病状報告書

年 月 日

職氏 様 名

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下 「法」という。)第38条の2第1項の規定により、措 置入院者の症状等について、下記のとおり報告しま す。

> 病院名 所在地 管理者名

略

略

備考

- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入 院した年月日を記載し、入院形態の欄にその ときの入院形態を記載すること(特定医師に よる入院を含む。その場合は「法第33条第1 項・第3項入院」、「法第33条第2項・第3項 入院」又は「法第33条の7第2項入院」と記 載すること。)。なお、複数の入院形態を経て いる場合には、順に記載すること。

3~11 略

様式第17号(第13条関係)

医療保護入院者定期病状報告書

年 月 日

職氏 名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下 「法」という。)第38条の2第2項において準用する 同条第1項の規定により、医療保護入院者の症状等 について、下記のとおり報告します。

> 病院名 所 在 地

記のとおり入院させたので、届け出ます。

病院名

所在地

管理者名

(EI)

備考 略

様式第16号(第13条関係)

措置入院者定期病状報告書

年 月 日

名 職氏 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下 「法」という。)第38条の2第1項の規定により、措 置入院者の症状等について、下記のとおり報告しま

> 病院名 所 在 地

管理者名 (EII)

略

略

備考

- 2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入 院した年月日を記載し、入院形態の欄にその ときの入院形態を記載すること(特定医師に よる入院を含む。その場合は「法第33条第1 項・第4項入院」、「法第33条第3項・第4項 入院」又は「法第33条の7第2項入院」と記 載すること。)。なお、複数の入院形態を経て いる場合には、順に記載すること。

3~11 略

様式第17号(第13条関係)

医療保護入院者定期病状報告書

年 月 日

職氏 名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下 「法」という。) 第38条の2第2項において準用する 同条第1項の規定により、医療保護入院者の症状等 について、下記のとおり報告します。

> 病院名 所 在 地

	管理者名
略	
医療保護入院年	略
月日( <u>法</u> 第33条	
第1項・ <u>第2項</u>	
による入院)	
略	

#### 備考

1 略

2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入 院した年月日を記載し、入院形態の欄にその ときの入院形態を記載すること(特定医師に よる入院を含む。その場合は「法第33条第1 項・第3項入院」、「法第33条第2項・第3項 入院」又は「法第33条の7第2項入院」と記 載すること。)。なお、複数の入院形態を経て いる場合には、順に記載すること。

3~11 略

様式第17号の2 (第13条関係)

任意入院患者定期病状報告書

年 月 日

職氏 名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条 の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に 関する条例第2条の規定により、精神保健及び精神 障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第38 条の2第3項に規定する任意入院患者の症状等につ いて、下記のとおり報告します。

> 病院名 所 在 地 管理者名

略

#### 略

#### 備考

1 略

2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入 院した年月日を記載し、入院形態の欄にその ときの入院形態を記載すること(特定医師に よる入院を含む。その場合は「法第33条第1 項・第3項入院」、「法第33条第2項・第3項 入院」又は「法第33条の7第2項入院」と記

		官埋有名	<u> </u>
略			
医療保護入院年	略		
月日(第33条第			
1項・ <u>第3項</u> に			
よる入院)			
略			

**姓**田 **北** *b* 

#### 備考

1 略

2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入 院した年月日を記載し、入院形態の欄にその ときの入院形態を記載すること(特定医師に よる入院を含む。その場合は「法第33条第1 項・第4項入院」、「法第33条第3項・第4項 入院」又は「法第33条の7第2項入院」と記 載すること。)。なお、複数の入院形態を経て いる場合には、順に記載すること。

3~11 略

様式第17号の2 (第13条関係)

任意入院患者定期病状報告書

年 月 日

職氏 名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第38条 の2第3項に規定する任意入院者の症状等の報告に 関する条例第2条の規定により、精神保健及び精神 障害者福祉に関する法律(以下「法」という。)第38 条の2第3項に規定する任意入院患者の症状等につ いて、下記のとおり報告します。

> 病院名 所 在 地

管理者名

略

# 備考

1 略

2 今回の入院年月日の欄は、今回貴病院に入 院した年月日を記載し、入院形態の欄にその ときの入院形態を記載すること(特定医師に よる入院を含む。その場合は「法第33条第1 項・第4項入院」、「法第33条第3項・第4項 入院」又は「法第33条の7第2項入院」と記

載すること。)。なお、複数の入院形態を経て いる場合には、順に記載すること。

3~11 略

様式第19号 (第15条関係)

無断退去届出書

職氏

名 様

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 施行細則第15条第1項の規定により、下記のとおり 入院中の者が無断退去したので、届け出ます。

年 月 日

病院所在地

病院名

管理者氏名

記

様式第20号(第15条関係)

無断退去者帰院届出書

職氏

名 様

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 施行細則第15条第2項の規定により、下記のとおり 無断退去者が帰院したので、届け出ます。

年 月 日

病院所在地

病院名

管理者氏名

記

様式第21号(第16条関係)

仮退院許可申請書

名 様 職氏

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第40条 の規定により、下記のとおり仮退院の許可を申請し

年 月 日

病院所在地

病 院 名

管理者氏名

様式第22号(第16条関係)

仮退院者再入院届出書

職氏

名 様

載すること。)。なお、複数の入院形態を経て いる場合には、順に記載すること。

3~11 略

様式第19号(第15条関係)

無断退去届出書

職氏

名 様

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 施行細則第15条第1項の規定により、下記のとおり 入院中の者が無断退去したので、届け出ます。

年 月 日

病院所在地

病院名

管理者氏名

記

様式第20号(第15条関係)

無断退去者帰院届出書

職氏

名 様

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 施行細則第15条第2項の規定により、下記のとおり 無断退去者が帰院したので、届け出ます。

年 月 日

病院所在地

病院名

管理者氏名

(EII)

記

様式第21号(第16条関係)

仮退院許可申請書

職氏 名 様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第40条 の規定により、下記のとおり仮退院の許可を申請し ます。

年 月 日

病院所在地

病 院 名

管理者氏名

略

様式第22号(第16条関係)

仮退院者再入院届出書

職氏名様

(EII)

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 施行細則第16条第2項の規定により、下記のとおり 仮退院させた者を再入院させたので、届け出ます。

年 月 日

病院所在地 病院名 管理者氏名

記

様式第23号(第17条関係)

入院患者事故届出書

名

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 施行細則第17条第1項の規定により、下記のとおり 事故があったので、届け出ます。

年 月 日

病院所在地

病 院 名

管理者氏名

記

略

様式第24号(第18条、第20条関係)

障害者手帳申請書

職氏名様

年 月 日

私は、次の事項(○印)について申請します。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条 の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の〔新規交 付・更新・障害等級変更・都道府県間の住所変更に よる手帳交付〕

申請者	フリ		略
(精神	ガナ		
障害者	氏名		
本人)	略		
略			
申請書	氏名	略	
を提出			
した者			

注 略

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 施行細則第16条第2項の規定により、下記のとおり 仮退院させた者を再入院させたので、届け出ます。

年 月 日

病院所在地

病院名

管理者氏名

記

様式第23号(第17条関係)

入院患者事故届出書

職氏 名 様

鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 施行細則第17条第1項の規定により、下記のとおり 事故があったので、届け出ます。

年 月 日

病院所在地

病 院 名

管理者氏名

(EII)

記

略

様式第24号(第18条、第20条関係)

障害者手帳申請書

職氏名様

年 月 日

私は、次の事項(○印)について申請します。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条 の規定に基づく精神障害者保健福祉手帳の〔新規交 付・更新・障害等級変更・都道府県間の住所変更に よる手帳交付〕

申請者	フリ			略
(精神	ガナ			
障害者	氏名		<u> </u>	
本人)	略			
略				
申請書	氏名		略	
を提出		<b>(FI)</b>		
した者				

注 略

様式第27号(第22条関係)

略

障害者手帳記載事項変更届・再発行申請書

職氏

名 様

年 月 H

私は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第45条に基づく精神障害者保健福祉手帳について、 次の事項(○印)の届出・申請をします。

(変更内容)

2 略

申請者 氏名 住所

現行の手帳番号

備考 略

様式第28号(第23条関係)

略

精神障害者保健福祉手帳返還届

職氏名様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条 の2第1項(精神保健及び精神障害者福祉に関する 法律施行令第10条第2項・第10条の2第1項)の規 定により、精神障害者保健福祉手帳を返還します。

年 月 日

届出者 住所

氏名

略

様式第27号(第22条関係)

障害者手帳記載事項変更届・再発行申請書

職氏

名 様

月 日

私は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第45条に基づく精神障害者保健福祉手帳について、 次の事項(○印)の届出・申請をします。

(変更内容)

申請者 氏名

住所

現行の手帳番号

備考 略

様式第28号(第23条関係)

略

精神障害者保健福祉手帳返還届

職氏名様

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条 の2第1項(精神保健及び精神障害者福祉に関する 法律施行令第10条第2項・第10条の2第1項)の規 定により、精神障害者保健福祉手帳を返還します。

> 年 月 日

> > 届出者 住所

氏名

 $\bigcirc$ 

第2条 鳥取県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を次のように改正する。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号(第5条関係)

入院措置決定通知書

番 문

様

日 年 月

職氏

印

1 入院理由について

あなたは、精神保健指定医の診察の結果、【①幻覚妄想状態 ②精神運動興奮状態 ③昏迷状態 ④統 合失調症等残遺状態 ⑤抑うつ状態 ⑥躁状態 ⑦せん妄状態 ⑧もうろう状態 ⑨認知症状態 ⑩その )】にあり、ご自身を傷つけたり、又は他人に害を及ぼすおそれがあることから、【①精神 保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条の規定 ②精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第29条 の2の規定】による入院措置(措置入院・緊急措置入院)が必要であると認めたので通知します。

2 入院年月日及び病院について

あなたの措置入院年月日及び病院は、次のとおりです。

措置入院年月日		年	月	日	
	所在地				
病院	名称				
	管理者氏名				

#### 3 入院中の生活について

- (1) あなたの入院中、手紙やはがきなどを受け取ったり、出したりすることは制限なく行うことができ ます。ただし、封書に異物が同封されていると判断される場合、病院の職員と一緒に、あなたに開封し てもらい、その異物は病院であずかることがあります。
- (2) あなたの入院中、人権を擁護する行政機関の職員又はあなたの代理人である弁護士との電話又は面 会及びあなた又はあなたのご家族等の依頼によりあなたの代理人となろうとする弁護士との面会は、制 限されませんが、それ以外の者との電話又は面会については、あなたの病状に応じて医師の指示で一時 的に制限することがあります。
- (3) あなたの入院中、治療上どうしても必要な場合は行動制限を受けることがあります。
- (4) もしも入院中の治療内容や生活について、あなたに不明な点、納得のいかない点がありましたら、 遠慮なく病院の職員にお話しください。
- 4 入院や入院生活にご納得のいかない場合
  - (1) あなたの入院や入院生活に納得のいかない場合には、あなた又はあなたのご家族等は、退院や病院 の処遇の改善を指示するよう、鳥取県知事に請求することができます。この点について、詳しくお知り になりたいときは、病院の職員にお尋ねになるか下記にお問い合わせ下さい。

保健所	課	担当(氰	<b> </b>	)		
鳥取県	部	課	担当	(電話	)	

- (2) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月 以内に鳥取県知事に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の 翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求 をすることができなくなります。)。
- (3) この処分の取消しを求める訴えは、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に限 り、鳥取県を被告として(訴訟において鳥取県を代表する者は鳥取県知事となります。)提起すること ができます(なお、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の 日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することができなくなりま す。)

また、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、この処 分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内であ れば、提起することができます(なお、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算し て6か月以内であっても、その審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処 分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年7月7日

> 鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県規則第30号

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例施行規則(令和4年鳥取県規則第19号)の一部を次のよう に改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後

#### 宅地造成及び特定盛土等規制法等施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制 法(昭和36年法律第191号。以下「法」という。)、 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年 政令第16号。以下「政令」という。)及び宅地造成 及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省 令第3号。以下「省令」という。)並びに鳥取県盛 土等に係る斜面の安全確保に関する条例(令和3 年鳥取県条例第43号。以下「条例」という。)の施 行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この規則において使用する用語の意義 は、法、政令、省令及び条例で使用する用語の例 による。

(技術基準)

第4条 略

(技術的基準の付加)

- 第4条の2 政令第20条第2項の規定により、政令 第18条の特定盛土等に関する工事の技術的基準に 規則で付加する技術的基準は、次に掲げるものと する。
  - (1) 土砂を処分するための盛土をする場合に は、地表面が水平面に対し27度を超える角度を なす土地を生じさせないこと。
  - (2) 土砂を処分するための盛土が5メートルを 超える高さである場合及び既に施工し、又は現 に施工している盛土と合わせて施工するもので ある場合は、小段の設置その他適切な措置を講 ずること。

鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する 条例施行規則

改正前

(趣旨)

第1条 この規則は、鳥取県盛土等に係る斜面の安 全確保に関する条例(令和3年鳥取県条例第43 号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事 項を定めるものとする。

(技術基準)

第4条 略

(災害発生のおそれがないと認められる工事)

第4条の3 省令第8条第1項第9号及び同項第10 号口の規定により規則で定める値は、1メートル とする。

(国等の公共的団体)

- 第6条 条例第7条第1項第2号の規則で定める公 共的団体は、次に掲げるものとする。
  - $(1)\sim(6)$  略
  - (7) 西日本旅客鉄道株式会社
  - (8) 略

(特定事業の実施に係る許可の申請)

第8条 略

- 2 3 略
- 4 条例第7条第3項第5号の規則で定める事項 は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 略
  - (2) 県特定盛土等の配置計画
  - $(3)\sim(5)$  略

(事業計画の変更の許可を要しない軽微な変更)

- 第11条 条例第9条第1項第1号の規則で定める軽 微な変更は、次に掲げるものとする。
  - (1) 略
  - (2) 次のいずれかに該当する事業計画の変更 (斜面の安全を損ない、災害発生を助長し、又 は良好な自然環境若しくは生活環境を損なうお それのあるものを除く。)

- イ 県特定盛土等の水平投影面積(高さ15メー トル以上の特定工作物の場合にあっては、事 業区域における当該特定工作物の設置の総 数)の2割以内の減少
- (3) 略
- 2 略

(特定事業の中間検査)

第15条 略

- 2 3 略
- 4 条例第12条第1項第2号の規則で定める工程 は、県特定盛土に埋設される排水設備が設計図に 定める位置、勾配及び延長であることを確認でき る工程とする。

(国等の公共的団体)

- | 第6条 条例第7条第1項第2号の規則で定める公 共的団体は、次に掲げるものとする。
  - $(1)\sim(6)$  略

(7) 略

(特定事業の実施に係る許可の申請)

第8条 略

- 2 3 略
- 4 条例第7条第3項第5号の規則で定める事項 は、次に掲げる事項とする。
  - (1) 略
  - (2) 特定盛土等の配置計画
  - $(3)\sim(5)$  略

(事業計画の変更の許可を要しない軽微な変更)

- 第11条 条例第9条第1項第1号の規則で定める軽 微な変更は、次に掲げるものとする。
  - (1) 略
  - (2) 次のいずれかに該当する事業計画の変更 (斜面の安全を損ない、災害発生を助長し、又 は良好な自然環境若しくは生活環境を損なうお それのあるものを除く。)

- イ 特定盛土等の水平投影面積(高さ15メート ル以上の特定工作物の場合にあっては、事業 区域における当該特定工作物の設置の総数) の2割以内の減少
- (3) 略
- 2 略

(特定事業の中間検査)

第15条 略

- 2 3 略
- 4 条例第12条第1項第2号の規則で定める工程 は、特定盛土に埋設される排水設備が設計図に定 める位置、勾配及び延長であることを確認できる 工程とする。

#### 5 · 6 略

(特定工事中の定期的な報告)

- 第17条 条例第15条第1項の規則で定める書類は、 次に掲げるものとする。ただし、報告に係る期間 中に特定事業を廃止し、又は完了した場合にあっ ては第1号及び第2号に掲げる書類の、報告に係 る期間に施工が完了した盛土等及び工作物の部分 (以下「出来形部分」という。) の状況が確認でき る場合にあっては第4号に掲げる書類の添付を要 しない。
  - (1) 施工した県特定盛土等のカラー写真(1週 間以内に撮影したものに限る。)

 $(2)\sim(6)$  略

2 略

(特定事業完了後の定期的な報告)

#### 第18条 略

- 2 条例第15条第2項(同条第3項において準用す る場合を含む。) の規則で定める書類は、次に掲げ るものとする。
  - (1) 施工した県特定盛土等のカラー写真で、6 月以前に撮影したもの及び1週間以内に撮影し たもの
  - (2) 略

3 略

(県特定盛土等の廃止時検査)

#### 第20条 略

2 前項の規定により提出する書類には、工事の状 況を示すカラー写真 (県特定盛土等の撤去の状況 及び斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好 な自然環境若しくは生活環境の保全のために講じ られた措置の状況がわかるものに限る。) その他知 事が別に定める書類を添付しなければならない。

(搬出事業計画書)

第23条 略

#### (十砂の処分区域)

- 第23条の2 条例第23条第3項第2号アの規則で定 める区域は、次の各号に定めるものとする。
  - (1) 政令第5条第1項各号に掲げる工事を現に 行っている区域
  - (2) 都市計画法第29条第1項又は第2項の規定

5 · 6 略

(特定工事中の定期的な報告)

- 第17条 条例第15条第1項の規則で定める書類は、 次に掲げるものとする。ただし、報告に係る期間 中に特定事業を廃止し、又は完了した場合にあっ ては第1号及び第2号に掲げる書類の、報告に係 る期間に施工が完了した盛土等及び工作物の部分 (以下「出来形部分」という。) の状況が確認でき る場合にあっては第4号に掲げる書類の添付を要 しない。
  - (1) 施工した特定盛土等のカラー写真(1週間 以内に撮影したものに限る。)

 $(2)\sim(6)$  略

2 略

(特定事業完了後の定期的な報告)

#### 第18条 略

- 2 条例第15条第2項(同条第3項において準用す る場合を含む。) の規則で定める書類は、次に掲げ るものとする。
- (1) 施工した特定盛土等のカラー写真で、6月 以前に撮影したもの及び1週間以内に撮影した もの
- (2) 略
- 3 略

(特定盛土等の廃止時検査)

#### 第20条 略

2 前項の規定により提出する書類には、工事の状 況を示すカラー写真(特定盛土等の撤去の状況及 び斜面の安全の確保、災害発生の防止又は良好な 自然環境若しくは生活環境の保全のために講じら れた措置の状況がわかるものに限る。) その他知事 が別に定める書類を添付しなければならない。

(搬出事業計画書)

第23条 略

による開発行為の許可を受けた工事を現に行っ ている区域

- (3) 営農その他これに類する事業(当該事業を 営むために行う土地の造成及び区画の変更を含 む。) に伴う工事を現に行っている区域
- (4) 盛土等を施工した後の土地と事業区域に隣 接する全ての土地との標高の差が1メートル未 満となる工事を現に行っている区域
- (5) 前各号に掲げるもののほか、斜面地以外で あって、斜面の安全の確保、災害の発生の防止 並びに良好な自然環境及び生活環境の保全に支 障が生じるおそれがないものとして、知事が別 に定める区域

#### (身分証明書等)

#### 第26条 略

- 2 法第7条第1項(法第24条第2項(法第48条に おいて準用する場合を含む。)及び第43条第2項に おいて準用する場合を含む。) 及び第2項の身分を 示す証明書は、様式第4号によるものとする。
- 3 法第7条第2項の許可証は、様式第5号による ものとする。

#### (許可台帳の記載事項)

- 第27条 条例第32条の台帳には、次の各号に掲げる 台帳の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める事 項を記載しなければならない。
  - (1) 略
  - (2) 特定事業の定期的な報告に係る台帳 次に 掲げる事項

ア~オ 略

カ 特定事業を完了し、又は廃止した後の定期 報告にあっては、県特定盛土等の維持管理に 係る不備又は異変の概要

キ略

(3) 略

#### 別表第1 (第4条関係)

1 斜面の安全の確保その他災害の発生の防止に関 する事項

## 県特定盛土に関する基

(1) 略

(2) 県特定盛土その 他の行為により斜面 が生じる地盤につい ては、小段又は排水

#### (身分証明書)

第26条 略

#### (許可台帳の記載事項)

第27条 条例第32条の台帳には、次の各号に掲げる 台帳の種類ごとに、それぞれ当該各号に定める事 項を記載しなければならない。

- (1) 略
- (2) 特定事業の定期的な報告に係る台帳 次に 掲げる事項

ア~オ 略

カ 特定事業を完了し、又は廃止した後の定期 報告にあっては、特定盛土等の維持管理に係 る不備又は異変の概要

キ略

(3) 略

### 別表第1 (第4条関係)

1 斜面の安全の確保その他災害の発生の防止に関 する事項

#### 特定盛土に関する基準

(1) 略

(2) 特定盛土その他 の行為により斜面が 生じる地盤について は、小段又は排水設

	設備の設置その他適 切な措置を講ずるこ
	と。
	(3)~(6) 略
特定工作物に関する基	(1)・(2) 略
準	(3) <u>県特定盛土</u> その
	他の行為により斜面
	が生じる地盤につい
	ては、小段又は排水
	設備の設置その他適
	切な措置を講ずるこ
	と。
	(4)~(7) 略

2 県特定盛土等の構造の安全性に関する事項

<u>県特定盛土</u> に関する基	略
準	
略	

- 4 維持管理に関する事項

<u>県特定盛土</u> に関する基	略
準	
略	

別表第2(第8条、第17条関係)

<u> </u>					
添付すべき書	縮尺	記載すべき事項又は			
類		提出すべき書類			
略					
15 平面図	略	県特定盛土等の形			
		状、寸法、材料の種			
		別、仕上げ方法及び			
		色彩			
16 立面図	略	県特定盛土等の形			
		状、材料の種別、仕			
		上げ方法及び色彩			
17 断面図	略	(1) 県特定盛土等			
		の形状及び高さ			
		(2)・(3) 略			
略					

様式第3号(第26条関係)

(表面)

年 月 日交付 第 号(<u>有効期間 年 月</u> <u>日まで</u>)

	備の設置その他適切 な措置を講ずるこ と。 (3)~(6) 略
特定工作物に関する基準	(1)・(2) 略 (3) 特定盛士 の行為により斜面が 生じる地盤について は、小段又は排水設 備の設置その他適切 な措置を講ずるこ と。
	(4)~(7) 略

2 特定盛土等の構造の安全性に関する事項

特定盛土に関する基準	略
略	

- 3 略
- 4 維持管理に関する事項

特定盛土に関する基準	略
略	

別表第2(第8条、第17条関係)

添付すべき書	縮尺	記載すべき事項又は
類		提出すべき書類
略		
15 平面図	略	特定盛土等の形状、
		寸法、材料の種別、
		仕上げ方法及び色彩
16 立面図	略	特定盛土等の形状、
		材料の種別、仕上げ
		方法及び色彩
17 断面図	略	(1) 特定盛土等の
		形状及び高さ
		(2)・(3) 略
略		

様式第3号(第26条関係)

(表面)

年 月 日交付 第 号(使用期間1箇年)

略

上記の者は、鳥取県盛土等に係る斜面の安全確 保に関する条例第28条第1項の規定による立入調 査を行う職員であることを証する。

鳥取県知事

(裏面)

様式第4号(第26条関係)

(表面)

身分証明書

年 月 日 交付 第 号(有効期間 年 月 日まで)

所 属	職名	氏 名

上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法 (以下「法」という。)第5条第1項の規定によ る土地の立入り等、第6条第1項の規定による障 害物の伐除及び土地の試掘等、第24条第1項(法 第48条の規定により準用する場合を含む。)の規 定による立入検査及び第43条第1項の規定による 立入検査を行う職員であることを証する。

鳥取県知事

#### (裏面)

宅地造成及び特定盛土等規制法(抜粋)

(基礎調査のための土地の立入り等)

第5条 都道府県知事は、基礎調査のために他人 の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行 う必要があるときは、その必要の限度におい て、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又 はその命じた者若しくは委任した者に立ち入ら せることができる。

#### $2 \sim 5$ 略

(基礎調査のための障害物の伐除及び土地の試掘

第6条 前条第1項の規定により他人の占有する 土地に立ち入って測量又は調査を行う者は、そ の測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない 必要があって、障害となる植物若しくは垣、柵 その他の工作物(以下「障害物」という。)を 伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若し くはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐 除(以下「試掘等」という。)を行おうとする 場合において、当該障害物又は当該土地の所有

上記の者は、鳥取県盛土等に係る斜面の安全確 保に関する条例第28条第1項の規定による立入調 査を行う職員であることを証する。

鳥取県知事

(裏面)

者及び占有者の同意を得ることができないとき は、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の 許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土 地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受 けて当該土地に試掘等を行うことができる。こ の場合において、市町村長が許可を与えるとき は障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事 が許可を与えるときは土地又は障害物の所有者 及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会 を与えなければならない。

#### 2 · 3 略

(立入検査)

第24条 都道府県知事は、(中略)権限を行うた めに必要な限度において、その職員に、当該土 地に立ち入り、当該土地又は当該土地において 行われている宅地造成等に関する工事の状況を 検査させることができる。

#### 2 · 3 略

(立入検査)

第43条 都道府県知事は(中略)権限を行うため に必要な限度において、その職員に、当該土地 に立ち入り、当該土地又は当該土地において行 われている特定盛土等若しくは土石の堆積に関 する工事の状況を検査させることができる。

2 · 3 略

#### 様式第5号(第26条関係)

基礎調査のための土地の試掘等の許可証

第 号 年 月 日

様

#### 鳥取県知事

宅地造成及び特定盛土等規制法第6条第1項の規

定により、下記の行為を許可する。

試掘等を行う目的	
試掘等を行う地番	
障害物の種類及び地番	
試掘等を行うために必	
要な面積	
土地(障害物)の所有	
者及び占有者の氏名	
試掘等の方法及び範囲	
試掘等を行う期間	
責任者所属職氏名	

注 不要の項及び部分は抹消すること。 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とす る。

附則

この規則は、鳥取県盛土等に係る斜面の安全確保に関する条例の一部を改正する条例(令和5年鳥取県条例第 30号)の施行の日から施行する。